



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 養命酒製造株式会社 代表者名 代表取締役社長 塩澤 太朗 (コード番号 2540 東証・名証 第1部) 問合せ先 専務取締役管理本部長 田中 英雄 (TEL 03-3462-8138)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第97回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の目的

- (1) 本総会において株式併合に関する議案が承認されることを条件として、第7条に規定の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため、第19条の取締役の員数を現在の10名以内から11名以内に増員するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、 責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締 結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待され る役割を十分に発揮できるようにするため、第28条及び第36条の規定を変更するものであり ます。

なお、第28条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(4) 上記(1)の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は株式併合の効力発生日の経過をもってこれを削除するものといたします。

# 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)平成27年6月26日(金曜日)定款変更の効力発生日(予定)平成27年6月26日(金曜日)

## 4. その他

本日付で別途開示いたしました「株式併合、単元株式数の変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

#### 現行定款

# 案

## (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は1億3 千2百万株とする。

#### (単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は1,000株と

### (員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

## (社外取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は社外取締役との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について法 令に定める要件に該当する場合には 賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令の定め る最低責任限度額とする。

#### (社外監査役との責任限定契約)

第36条 当会社は社外監査役との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について法 令に定める要件に該当する場合には 賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令の定め る最低責任限度額とする。

(新設)

## (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は6千6 百万株とする。

#### (単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株と

### (員数)

第19条 当会社の取締役は11名以内とする。

## (取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は取締役(業務執行取締役等で あるものを除く。)との間で、会社法 第423条第1項の賠償責任について法 令に定める要件に該当する場合には 賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令の定め る最低責任限度額とする。

## (監査役との責任限定契約)

当会社は監査役との間で、会社法第 第36条 423条第1項の賠償責任について法令 に定める要件に該当する場合には賠 償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、法令の定める 最低責任限度額とする。

附 則 第7条の変更は、平成27年10月1日を もってその効力が発生するものとし、 同日の経過をもって、本附則を削除す

(注) 第5条の変更につきましては、本総会において株式併合に関する議案が承認されることを 条件として、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成27年10 月1日に、発行可能株式総数が現行の1億3千2百万株から6千6百万株に変更されたも のとみなされることから、本総会には付議いたしません。

以上